

高岡市地域防災計画（原子力災害対策編）改定案に係る新旧対照表

旧	新	備考
高岡市地域防災計画 原子力災害対策編 令和3年8月改定	高岡市地域防災計画 原子力災害対策編 令和4年__月改定	

第 1 章 原子力災害事前対策		
第 1 節 情報の収集・連絡体制等の整備		
【市】総務部 【関係機関】北陸総合通信局、県（ 知事政策局 、経営管理部）、北陸電力、各防災関係機関 (略)		県地域防災計画の改定に伴う修正
第 1 ～ 2 （略）		
第 2 節 原子力災害応急体制の整備		
【市】総務部、消防本部、市民病院 【関係機関】原子力規制委員会、内閣府、自衛隊、県（ 知事政策局 、警察本部）、 伏木海上保安部、各医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、北陸電力、各防災関係機関		
第 1 ～ 7 （略）		
第 3 節 環境放射線モニタリング体制の整備		
【市】総務部、 市民生活部 【関係機関】原子力規制委員会、内閣府、県（ 知事政策局 、生活環境文化部）、各防災関係機関、北陸電力		機構改編に伴う修正
第 1 ～ 2 （略）		
第 4 節 避難受入活動体制の整備		
【市】総務部、 市長政策部 、教育委員会、福祉保健部、消防本部 【関係機関】県（ 知事政策局 、厚生部、教育委員会）、北陸電力、各防災関係機関		機構改編に伴う修正
第 1 ～ 5 （略）		
第 5 節 （略）		
第 6 節 緊急輸送活動体制の整備		
【市】総務部 【関係機関】原子力規制委員会、内閣府、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、指定公共機関、 県（ 知事政策局 、関係部局）		機構改編に伴う修正

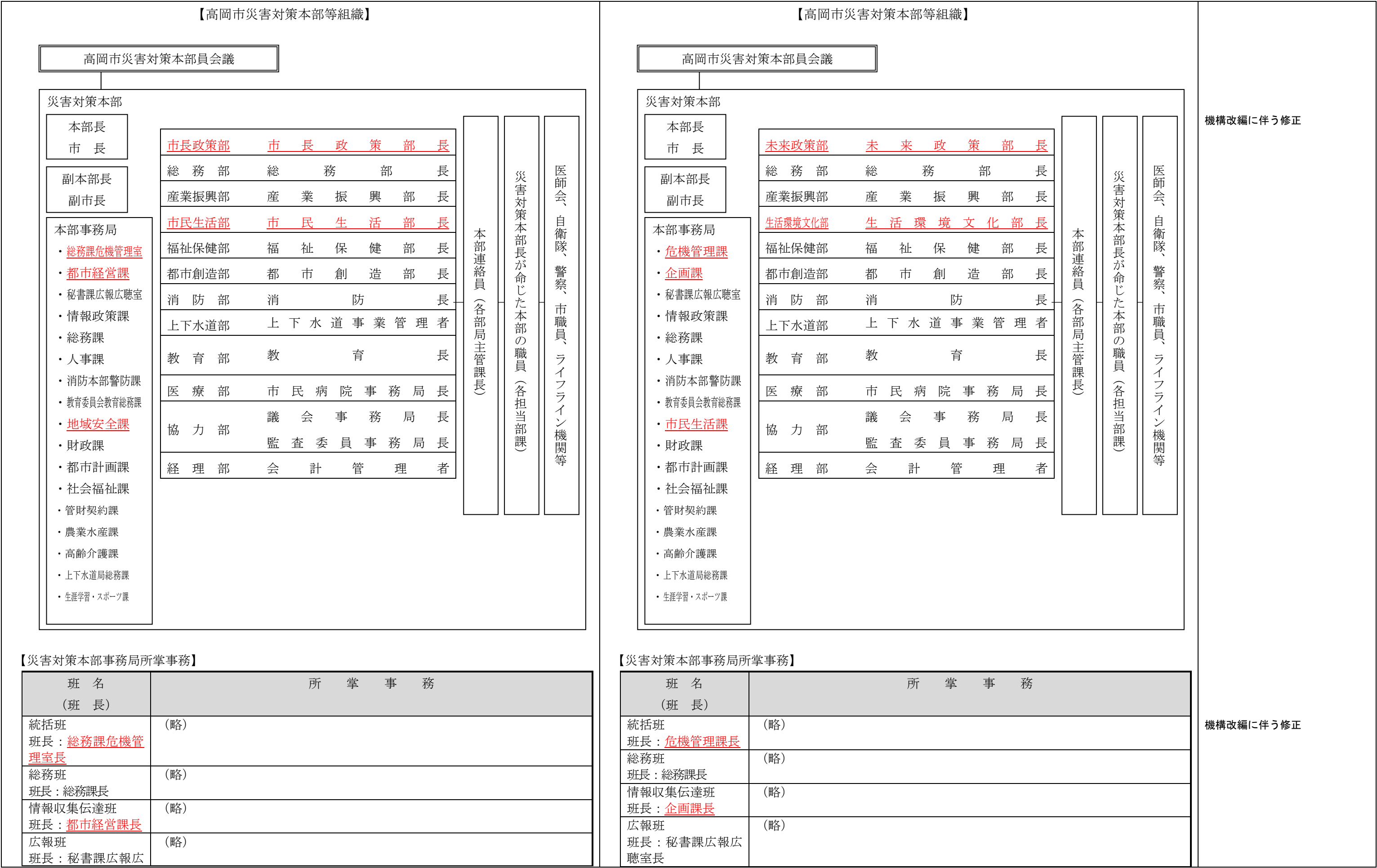
第 1 章 原子力災害事前対策		
第 1 節 情報の収集・連絡体制等の整備		
【市】総務部 【関係機関】北陸総合通信局、県（ 危機管理局 、経営管理部）、北陸電力、各防災関係機関 (略)		県地域防災計画の改定に伴う修正
第 1 ～ 2 （略）		
第 2 節 原子力災害応急体制の整備		
【市】総務部、消防本部、市民病院 【関係機関】原子力規制委員会、内閣府、自衛隊、県（ 危機管理局 、警察本部）、 伏木海上保安部、各医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、北陸電力、各防災関係機関		
第 1 ～ 7 （略）		
第 3 節 環境放射線モニタリング体制の整備		
【市】総務部、 生活環境文化部 【関係機関】原子力規制委員会、内閣府、県（ 危機管理局 、生活環境文化部）、各防災関係機関、北陸電力		機構改編に伴う修正
第 1 ～ 2 （略）		
第 4 節 避難受入活動体制の整備		
【市】総務部、 未来政策部 、教育委員会、福祉保健部、消防本部 【関係機関】県（ 危機管理局 、厚生部、教育委員会）、北陸電力、各防災関係機関		機構改編に伴う修正
第 1 ～ 5 （略）		
第 5 節 （略）		
第 6 節 緊急輸送活動体制の整備		
【市】総務部 【関係機関】原子力規制委員会、内閣府、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、指定公共機関、 県（ 危機管理局 、関係部局）		機構改編に伴う修正

第 1（略）	第 1（略）	
第 7 節 救助・救急及び防護資機材等の整備	第 7 節 救助・救急及び防護資機材等の整備	
【市】消防本部、福祉保健部、総務部 【関係機関】内閣府、県（知事政策局、厚生部）、日本赤十字社富山県支部、関係機関	【市】消防本部、福祉保健部、総務部 【関係機関】内閣府、県（危機管理局、厚生部）、日本赤十字社富山県支部、関係機関	機構改編に伴う修正
第 1 ～ 4（略）	第 1 ～ 4（略）	
第 8 節 緊急時医療体制の整備	第 8 節 緊急時医療体制の整備	
【市】総務部、福祉保健部、市民病院 【関係機関】原子力規制委員会、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県（知事政策局）、日本赤十字社富山県支部、関係医療機関	【市】総務部、福祉保健部、市民病院 【関係機関】原子力規制委員会、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県（危機管理局）、日本赤十字社富山県支部、関係医療機関	機構改編に伴う修正
第 1 ～ 3（略）	第 1 ～ 3（略）	
第 9 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	第 9 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	
【市】市長政策部、総務部、福祉保健部、市民生活部 【関係機関】県（知事政策局、観光・地域振興局、厚生部）、北陸電力、各報道機関、電気通信事業者	【市】未来政策部、総務部、福祉保健部、生活環境文化部 【関係機関】県（危機管理局、観光・地域振興局、厚生部）、北陸電力、各報道機関、電気通信事業者	機構改編に伴う修正
第 1 ～ 5（略）	第 1 ～ 5（略）	
第 10 節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	第 10 節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	
【市】市長政策部、総務部、福祉保健部、教育委員会、市民生活部 【関係機関】県（知事政策局、教育委員会、厚生部、関係部局）	【市】未来政策部、総務部、福祉保健部、教育委員会、生活環境文化部 【関係機関】県（危機管理局、教育委員会、厚生部、関係部局）	機構改編に伴う修正
第 1 ～ 4（略）	第 1 ～ 4（略）	
第 11 節 防災業務関係者の人材育成	第 11 節 防災業務関係者の人材育成	
【市】全部局 【関係機関】原子力規制委員会、県（知事政策局、警察本部、関係部局）、各防災関係機関（略）	【市】全部局 【関係機関】原子力規制委員会、県（危機管理局、警察本部、関係部局）、各防災関係機関（略）	機構改編に伴う修正
第 12 節 防災訓練の実施	第 12 節 防災訓練の実施	
【市】全部局	【市】全部局	

【関係機関】原子力規制委員会、内閣府、自衛隊、県（ 知事政策局 、関係部局）、県警本部、各防災関係機関、北陸電力	【関係機関】原子力規制委員会、内閣府、自衛隊、県（ 危機管理局 、関係部局）、県警本部、各防災関係機関、北陸電力	機構改編に伴う修正
第 1 ～ 2 （略）	第 1 ～ 2 （略）	
第 13 節 事業所外運搬中の事故に対する防災体制の整備	第 13 節 事業所外運搬中の事故に対する防災体制の整備	
【市】総務部、消防本部	【市】総務部、消防本部	機構改編に伴う修正
【関係機関】内閣府、県（ 知事政策局 ）、北陸電力、原子力事業者	【関係機関】内閣府、県（ 危機管理局 ）、北陸電力、原子力事業者	
（略）	（略）	
第 1 ～ 2 （略）	第 1 ～ 2 （略）	
第 2 章 原子力災害応急対策	第 2 章 原子力災害応急対策	
第 1 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	第 1 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	
【市】総務部、消防本部	【市】総務部、消防本部	機構改編に伴う修正
【関係機関】原子力規制委員会、内閣府、県（ 知事政策局 ）、各防災関係機関、北陸電力	【関係機関】原子力規制委員会、内閣府、県（ 危機管理局 ）、各防災関係機関、北陸電力	
第 1 ～ 2 （略）	第 1 ～ 2 （略）	
第 2 節 活動体制の確立	第 2 節 活動体制の確立	
【市】全部局	【市】全部局	機構改編に伴う修正
【関係機関】原子力規制委員会、内閣府、関係省庁、県（ 知事政策局 、生活環境文化部、厚生部）、各防災関係機関	【関係機関】原子力規制委員会、内閣府、関係省庁、県（ 危機管理局 、生活環境文化部、厚生部）、各防災関係機関	
第 1 市の活動体制	第 1 市の活動体制	
1 災害対策本部等の設置基準及び動員	1 災害対策本部等の設置基準及び動員	
（1）（略）	（1）（略）	
（2）市職員の動員方法	（2）市職員の動員方法	
ア（略）	ア（略）	
イ 総務課危機管理室 は、必要に応じ職員参集メールにより関係職員に一斉メール配信する。	イ 危機管理課 は、必要に応じ職員参集メールにより関係職員に一斉メール配信する。	機構改編に伴う修正
第 2 本部等の設置	第 2 本部等の設置	
1 情報収集事態対策のための体制	1 情報収集事態対策のための体制	
（1）（略）	（1）（略）	
（2）組織	（2）組織	

情報収集体制の組織は、以下のとおりとする。 ア 主 宰 総務部長 イ 事務局 <u>総務課危機管理室</u>、<u>都市経営課</u>、秘書課広報広聴室、総務課、人事課、消防本部警防課、<u>地域安全課</u> (3)～(4) (略) 2 原子力災害連絡員会議の設置 (1) (略) (2) 組織 原子力災害連絡員会議の組織は、以下のとおりとする。 ア 主 宰 総務部長 イ 委 員 各部局主管課長 ウ 事務局 <u>総務課危機管理室</u>、<u>都市経営課</u>、秘書課広報広聴室、総務課、人事課、消防本部警防課、<u>地域安全課</u> (3)～(4) (略) 3 災害警戒本部の設置 (1) (略) (2) 組織及び運営 原子力災害警戒本部の組織は、以下のとおりとする。 ア 本部長 副市長 イ 副本部長 総務部長 ウ 本部員 各部局長 エ 事務局 <u>総務課危機管理室</u>、<u>都市経営課</u>、秘書課広報広聴室、総務課、人事課、消防本部警防課、<u>地域安全課</u> オ 原子力災害警戒本部体制組織図 本部長 (副市長) 副本部長 (総務部長) 本部員 (各部局長) 事務局 連絡員 (主管課長) <u>総務課危機管理室</u>、<u>都市経営課</u>、秘書課広報広聴室、総務課、人事課、消防本部警防課、<u>地域安全課</u>

<table><tr><th>区 別</th><th>本部設置前</th><th>本部設置後</th></tr><tr><td>勤務時間内</td><td><u>総務課危機管理室</u> 電話 20-1229、F A X 20-1549</td><td>本部（車庫棟会議室） 電話 20-1110、F A X 20-1549</td></tr><tr><td>勤務時間外</td><td>時間外受付 電話 20-1482</td><td>県内市町村からの衛星 F A X による場合 自局発信番号-202-429</td></tr></table> (3) ～ (5) （略） 4 災害対策本部の設置 (1) （略） (2) 本部の組織及び運営 原子力災害対策本部の組織は、以下のとおりとする。 ア 本部長 市長 イ 副本部長 副市長 ウ 本部員 各部局長 エ 事務局 <u>総務課危機管理室</u>、<u>都市経営課</u>、秘書課広報広聴室、総務課、人事課、消防本部警防課、教育委員会教育総務課、<u>地域安全課</u>、財政課、都市計画課、社会福祉課 オ 原子力災害対策本部体制組織図 本部長 (市長) 副本部長 (副市長) 本部員 (各部局長) 連絡員 (主管課長) 事務局 <u>総務課危機管理室</u>、<u>都市経営課</u>、秘書課広報広聴室、 総務課、人事課、消防本部警防課、教育委員会教育総務課、 <u>地域安全課</u>、財政課、都市計画課、社会福祉課 (3) ～ (5) （略）	区 別	本部設置前	本部設置後	勤務時間内	<u>総務課危機管理室</u> 電話 20-1229、F A X 20-1549	本部（車庫棟会議室） 電話 20-1110、F A X 20-1549	勤務時間外	時間外受付 電話 20-1482	県内市町村からの衛星 F A X による場合 自局発信番号-202-429	<table><tr><th>区 別</th><th>本部設置前</th><th>本部設置後</th></tr><tr><td>勤務時間内</td><td><u>危機管理課</u> 電話 20-1229、F A X 20-1549</td><td>本部（車庫棟会議室） 電話 20-1110、F A X 20-1549</td></tr><tr><td>勤務時間外</td><td>時間外受付 電話 20-1482</td><td>県内市町村からの衛星 F A X による場合 自局発信番号-202-429</td></tr></table> (3) ～ (5) （略） 4 災害対策本部の設置 (1) （略） (2) 本部の組織及び運営 原子力災害対策本部の組織は、以下のとおりとする。 ア 本部長 市長 イ 副本部長 副市長 ウ 本部員 各部局長 エ 事務局 <u>危機管理課</u>、<u>企画課</u>、秘書課広報広聴室、総務課、人事課、消防本部警防課、教育委員会教育総務課、<u>市民生活課</u>、財政課、都市計画課、社会福祉課 オ 原子力災害対策本部体制組織図 本部長 (市長) 副本部長 (副市長) 本部員 (各部局長) 連絡員 (主管課長) 事務局 <u>危機管理課</u>、<u>企画課</u>、秘書課広報広聴室、 総務課、人事課、消防本部警防課、教育委員会教育総務課、 <u>市民生活課</u>、財政課、都市計画課、社会福祉課 (3) ～ (5) （略）	区 別	本部設置前	本部設置後	勤務時間内	<u>危機管理課</u> 電話 20-1229、F A X 20-1549	本部（車庫棟会議室） 電話 20-1110、F A X 20-1549	勤務時間外	時間外受付 電話 20-1482	県内市町村からの衛星 F A X による場合 自局発信番号-202-429	機構改編に伴う修正
区 別	本部設置前	本部設置後																		
勤務時間内	<u>総務課危機管理室</u> 電話 20-1229、F A X 20-1549	本部（車庫棟会議室） 電話 20-1110、F A X 20-1549																		
勤務時間外	時間外受付 電話 20-1482	県内市町村からの衛星 F A X による場合 自局発信番号-202-429																		
区 別	本部設置前	本部設置後																		
勤務時間内	<u>危機管理課</u> 電話 20-1229、F A X 20-1549	本部（車庫棟会議室） 電話 20-1110、F A X 20-1549																		
勤務時間外	時間外受付 電話 20-1482	県内市町村からの衛星 F A X による場合 自局発信番号-202-429																		
		機構改編に伴う修正																		
		機構改編に伴う修正																		



<table><tr><td>聴室長</td><td></td></tr><tr><td>避難所運営班 班長：教育委員会教育総務課長</td><td>(略)</td></tr><tr><td>モニタリング班 班長：<u>地域安全課環境政策室長</u></td><td>(略)</td></tr></table>	聴室長		避難所運営班 班長：教育委員会教育総務課長	(略)	モニタリング班 班長： <u>地域安全課環境政策室長</u>	(略)	
聴室長							
避難所運営班 班長：教育委員会教育総務課長	(略)						
モニタリング班 班長： <u>地域安全課環境政策室長</u>	(略)						
第 3 ～ 4 (略)							
第 3 節 緊急時モニタリング							
【市】総務部、<u>市民生活部</u>、産業振興部、教育委員会、上下水道局							
【関係機関】原子力規制委員会、県 (<u>知事政策局</u>、生活環境文化部、関係部局)、指定公共機関							
(略)							
第 1 ～ 4 (略)							
第 4 節 避難等の防護活動							
【市】総務部、<u>市長政策部</u>、<u>市民生活部</u>、福祉保健部、都市創造部、産業振興部、教育委員会、市民病院							
【関係機関】県 (<u>知事政策局</u>、生活環境文化部、厚生部、観光・地域振興部、土木部)、県警察本部、原子力規制委員会、内閣府、気象庁、日本赤十字社富山県支部、関係医療機関							
第 1 ～ 8 (略)							
第 5 節 (略)							
第 6 節 緊急輸送活動							
【市】総務部							
【関係機関】県 (<u>知事政策局</u>)							
第 1 ～ 2 (略)							
第 7 節 救助・救急活動							
【市】消防本部							
【関係機関】県 (<u>知事政策局</u>)、北陸電力、防災関係機関、関係医療機関							
第 1 (略)							

避難所運営班 班長：教育委員会教育総務課長	(略)
モニタリング班 班長： <u>環境政策課長</u>	(略)

第 3 ～ 4 (略)

第 3 節 緊急時モニタリング

【市】総務部、生活環境文化部、産業振興部、教育委員会、上下水道局

【関係機関】原子力規制委員会、県 (危機管理局、生活環境文化部、関係部局)、指定公共機関

(略)

第 1 ～ 4 (略)

第 4 節 避難等の防護活動

【市】総務部、未来政策部、生活環境文化部、福祉保健部、都市創造部、産業振興部、教育委員会、市民病院

【関係機関】県 (危機管理局、生活環境文化部、厚生部、観光・地域振興部、土木部)、県警察本部、原子力規制委員会、内閣府、気象庁、日本赤十字社富山県支部、関係医療機関

第 1 ～ 8 (略)

第 5 節 (略)

第 6 節 緊急輸送活動

【市】総務部

【関係機関】県 (危機管理局)

第 1 ～ 2 (略)

第 7 節 救助・救急活動

【市】消防本部

【関係機関】県 (危機管理局)、北陸電力、防災関係機関、関係医療機関

第 1 (略)

機構改編に伴う修正

機構改編に伴う修正

機構改編に伴う修正

機構改編に伴う修正

第 8 節 緊急時医療活動 【市】福祉保健部 【関係機関】原子力規制委員会、内閣府、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、広島大学、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県（知事政策局、厚生部）、日本赤十字社富山県支部、関係医療機関 第 1 ～ 2 （略） 第 9 節 住民等への的確な情報伝達活動 【市】総務部、市長政策部、福祉保健部、市民生活部、産業振興部 【関係機関】県（知事政策局）、電気通信事業者、各報道機関、各防災関係機関 第 1 住民等への情報伝達活動 1 （略） 2 実施方法等 市は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ分かりやすい例文を準備し、電気通信事業者と連携した緊急速報メールなど、以下に示す多様なメディア等の利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し伝達する。 (1) ～ (6) （略） (7) 本庁舎、福岡庁舎、市出先機関及び地区連絡センターでの掲示 市は、市広報紙の災害復旧速報版等を必要に応じ発行する。発行した市広報紙は、本庁舎においては市長政策部員が、福岡庁舎・支所・地区連絡センターにおいては、各担当班員が掲示又は配布を行う。 (8) （略） 第 2 ～ 3 （略）	第 8 節 緊急時医療活動 【市】福祉保健部 【関係機関】原子力規制委員会、内閣府、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、広島大学、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県（危機管理局、厚生部）、日本赤十字社富山県支部、関係医療機関 第 1 ～ 2 （略） 第 9 節 住民等への的確な情報伝達活動 【市】総務部、未来政策部、福祉保健部、生活環境文化部、産業振興部 【関係機関】県（危機管理局）、電気通信事業者、各報道機関、各防災関係機関 第 1 住民等への情報伝達活動 1 （略） 2 実施方法等 市は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ分かりやすい例文を準備し、電気通信事業者と連携した緊急速報メールなど、以下に示す多様なメディア等の利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し伝達する。 (1) ～ (6) （略） (7) 本庁舎、旧福岡庁舎、市出先機関及び地区連絡センターでの掲示 市は、市広報紙の災害復旧速報版等を必要に応じ発行する。発行した市広報紙は、本庁舎においては未来政策部員が、旧福岡庁舎・支所・地区連絡センターにおいては、各担当班員が掲示又は配布を行う。 (8) （略） 第 2 ～ 3 （略）	機構改編に伴う修正 機構改編に伴う修正 現状に合わせた修正 機構改編に伴う修正
--	--	---

第 3 章 原子力災害中長期対策		
第 1 節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	第 1 節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	機構改編に伴う修正
【市】総務部、 市民生活部 【関係機関】県（ 知事政策局 、生活環境文化部、関係部局）、北陸電力	【市】総務部、 生活環境文化部 【関係機関】県（ 危機管理局 、生活環境文化部、関係部局）、北陸電力	
（略）	（略）	
第 2 節 放射性物質による環境汚染への対応	第 2 節 放射性物質による環境汚染への対応	機構改編に伴う修正
【市】全部局 【関係機関】原子力規制委員会、県（ 知事政策局 、関係部局）、北陸電力、防災関係機関	【市】全部局 【関係機関】原子力規制委員会、県（ 危機管理局 、関係部局）、北陸電力、防災関係機関	
（略）	（略）	
第 3 節 災害地域住民に係る記録等の作成	第 3 節 災害地域住民に係る記録等の作成	機構改編に伴う修正
【市】総務部、消防本部 【関係機関】県（ 知事政策局 、厚生部）	【市】総務部、消防本部 【関係機関】県（ 危機管理局 、厚生部）	
第 1 ～ 2 （略）	第 1 ～ 2 （略）	
第 4 節 被災者等の生活再建等の支援	第 4 節 被災者等の生活再建等の支援	機構改編に伴う修正
【市】産業振興部、 市民生活部 【関係機関】県（厚生部、商工労働部、農林水産部）、県社会福祉協議会、北陸労働金庫、住宅金融支援機構	【市】産業振興部、 生活環境文化部 【関係機関】県（厚生部、商工労働部、農林水産部）、県社会福祉協議会、北陸労働金庫、住宅金融支援機構	
（略）	（略）	
第 5 節 風評被害等の影響の軽減	第 5 節 風評被害等の影響の軽減	機構改編に伴う修正
【市】産業振興部、 市民生活部 【関係機関】県（観光・地域振興局、厚生部、商工労働部、農林水産部）	【市】産業振興部、 生活環境文化部 【関係機関】県（観光・地域振興局、厚生部、商工労働部、農林水産部）	
（略）	（略）	
第 6 節 （略）	第 6 節 （略）	